

簡易公募型に準じた競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年1月15日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 坂井 功

1. 業務概要

(1) 業務名 那覇港湾・空港整備事務所非常用発電設備移設検討業務 (その2)
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、那覇港湾・空港整備事務所に設置している非常用発電設備について、現在想定される津波の影響を考慮した場所への移設検討を実施するものである。主な業務内容は以下のとおりである。

1) 計画準備 1 式

【計画・準備、協議・報告】

2) 移設検討 1 式

【移設検討①、移設検討②、移設検討③、設備配管移設検討】

3) 報告 1 式

4) 成果物 1 式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日～平成30年3月30日

(4) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

2-1. 単体企業

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成29年度管内港湾技術審査補助業務(受託者:

（一財）港湾空港総合技術センター）」及び「平成29年度那覇港発注補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

（6）警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成25年12月16日付け府開管理第1943号）（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 参加表明書に関する要件

（1）参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成19年度以降から公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。（業務実績は国、都道府県、政令市等の実績について評価する）

- ・同種業務：官庁施設における非常用発電設備の設計又は検討を実施した業務。

(発注機関は問わない)

・類似業務：施設の設計又は検討を実施した業務。(発注機関は問わない)

②実績として挙げた個々の業務成績が、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部にて発注したものであり、かつ、平成19年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

③平成26年度から28年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業)の競争参加資格業務区分「建築関係建設コンサルタント業務」の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業)の実績がない場合は、この限りではない。

④業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

⑤沖縄県内に本店・支店または営業所等がある場合、優位に評価する。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)又は国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知予定日は平成30年2月9日(金)とする。

なお、配置予定技術者とは予定管理技術者のことをいう。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)、オ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1]平成19年度から本案件の公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

・同種業務：官庁施設における非常用発電設備の設計又は検討を実施した業務。

(発注機関は問わない)

・類似業務：施設の設計又は検討を実施した業務。(発注機関は問わない)

ウ)実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業)であり、請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

エ)平成26年度から28年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業)の競争参加資格業務区分「建築関係建設コンサルタント業務」

の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業）の実績がない場合は、この限りではない。

ウ) 参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

(3) 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

2-4. 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

なお、参加表明者が11者以上となった場合は、上位10者を指名する。

3. 落札者の決定方法

(1) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後にコスト調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙によるものとする。

(3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが、資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 上記において、落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所品質管理課契約審査係

電話098-867-3710

FAX098-860-8453

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、やむを得ない事由によ

り書面による交付を希望する場合は、上記（１）にその旨連絡すること。

交付期間：平成30年1月16日（金）から平成30年2月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分～17時00分まで。

（３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

（４）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：平成30年1月29日（月）までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで（必着）

②提出場所：4.（１）に同じ。

③提出方法：イ) 電子入札システムによる場合

電子入札システムにより提出。ただし、3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（提出期間内必着とする）

ロ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（提出期間内必着とする）

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

入札日時：締め切りは平成30年2月19日（月）17時00分まで。

開札日時：平成30年2月20日（火）13時30分

開札場所：沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所

5. その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金免除。

②契約保証金免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続における交渉の有無 無。

（５）契約書作成の要否 要。

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

（６）関連情報を入手するための照会窓口上記4.（１）に同じ。

（７）本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（８）詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity
: Isao Sakai, Director of Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office.
- (2) Subject matter of the contract: Incidental facility design of bridge
- (3) Time-limit to express interests : 17:00 29 January 2018.
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 17:00 19 February 2018.
- (5) Bid Opening : 13:30 20 February 2018.
- (6) Contact point for tender documentation: Okinawa General bureau , Naha Ports and AirportOffice , 2-6-11 Minatomachi , Naha-City Okinawa prefecture , 900-0001 Japan ,
Tel098-867-3710_